

第2弾！

建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業について

令和3年度までの事業です。

本事業は、令和2年度に引続き、町民の皆様が個人住宅の修繕・改修を行う場合に、経費の一部を助成することにより、居住環境の向上を図るとともに、建築工事の発注を促進し、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている地域経済の活性化に寄与することを目的とするものです。

○助成対象条件

【対象となる者・住宅】

- ・琴浦町の住民基本台帳に登録されていること
- ・助成金の交付の対象となる者の世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ・町内に自ら居住している住宅

【対象となる工事】

- ・別表に定める工事内容とする
- ・町内に本社を有する施工業者（個人事業者可）を利用した工事
- ・令和3年4月1日以降に着手し、令和4年3月31日までに完了報告が提出できる工事
- ・同一箇所について住宅改修に関する本町の他の制度による助成を受けない工事

○助成内容

【交付金額】

- ・工事費の10%で上限10万円（千円未満切り捨て）

○助成の申請について

【申請方法】

- ・所定の申請様式に必要な添付書類を添えて、建設住宅課までご提出ください
- ※助成金の交付見込み額が予算額に達し次第、申請受付は終了します

別表

区分	工事内容
外部工事	屋根の葺き替え、防水、塗装その他の屋根工事
	外壁の張り替え、塗装その他の外装工事
	雨樋の取り替え、改修その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取り付け、取り替えその他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張り替えその他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材、天井材の塗り替えその他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取り替え、襖の表替えその他の建具工事
	畳の入れ替え、表替えその他の畳工事
建築設備工事	ユニットバス化、浴槽の取り替えその他の浴室工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	システムキッチンの取り替えその他の厨房工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	洗面台、便器の取り替えその他衛生設備工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	給水管、排水管（公共下水道への接続を含む）及びガス管の取り替えその他の配管工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	配線、コンセント設置その他の電気設備工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
その他の工事	外部工事、内部工事、及び建築設備工事に関連して行う解体工事
	段差の解消、手すりの設置その他バリアフリー化のための工事（町の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの又は受けているものは除く。）
	基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事
	二重サッシの設置、断熱材の設置その他断熱化のための工事
	その他特に必要とする工事

※電気製品の取り付け工事や倉庫等の改修工事は助成の対象としません